

福祉医療制度の見直し に関する検討報告書

平成 23 年 3 月

**福祉医療制度の検討に係る
ワーキンググループ**

目 次

1. はじめに	1
2. 福祉医療制度の概要	2
(1) 現行制度の概要（府制度）	2
(2) 福祉医療制度に係る府補助額の推移	3
(3) 福祉医療制度の受給者数の推移	4
3. 福祉医療制度に関する市町村の意見	5
(1) 調査の概要	5
(2) 結果の概要	5
4. 福祉医療制度に関する府民アンケート	6
(1) 調査の概要	6
(2) 結果の概要	6
5. 子育て支援医療助成制度	8
(1) 子育て支援医療助成制度の概要	8
(2) 全国の状況	9
(3) 府内市町村の状況	9
(4) 子どもの医療費の状況	10
(5) 制度見直しを行った場合の事業費の推計	11
6. 母子家庭医療助成制度	13
(1) 母子家庭医療助成制度の概要	13
(2) 全国の状況	13
(3) 府内市町村の状況	15
(4) 制度見直しを行った場合の事業費の推計	15
7. 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業	18
(1) 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業の概要	18
(2) 全国の状況	18
(3) 府内市町村の状況	18
(4) 制度見直しを行った場合の事業費の推計	18
(5) 訪問看護ステーションからの訪問看護	20
8. 老人医療助成制度	21
(1) 老人医療助成制度の概要	21
(2) 全国の状況	22
(3) 府内市町村の状況	22
(4) 制度見直しを行った場合の事業費の推計	23
(参考)	
○開催経過	25
○構成委員	25

1. はじめに

- 京都府における福祉医療制度については、府と市町村の連携により、府民の健康を守るための独自の医療助成制度として実施されてきたところであり、昭和45年の老人医療助成制度の創設以来、重度心身障害者及び母子家庭医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業、乳幼児医療助成制度と、対象者の拡充等が図られてきた。
- また、国の制度改正等に伴い必要な見直しが行われるとともに、平成18年には、福祉医療制度が社会状況等の変化に対応して持続可能で安定したものとなるよう、府、市町村及び有識者による検討が行われ、報告書「乳幼児医療助成制度等福祉医療制度のあり方」（以下「平成18年報告書」という。）が取りまとめられたところである。
- 平成18年報告書で示された福祉医療制度の見直しの方向性に基づき、乳幼児医療助成制度については、平成19年9月に大幅な制度拡充が行われ、名称も子育て支援医療助成制度と改められたが、平成18年報告書で指摘されたものの、実現されていない課題も残されている。また、その後も、子育て支援医療助成制度拡充の気運の高まりや、児童扶養手当が父子家庭へも支給されるようになるなど、福祉医療制度を取り巻く状況は大きく変化している。
- 他方、現役世代が減少し、高齢者が急速に増加するなど、社会・経済構造が大きく変化する中で、府及び市町村においては厳しい財政状況となっており、セーフティネットとして福祉医療制度を安定的に持続させていくためには不断の見直しも必要である。
- このような状況において、福祉医療制度の検討に係るワーキンググループでは、全国の都道府県や府内市町村の状況を整理し、市町村への意見照会や府民アンケートを行うとともに、平成18年報告書、市町村の意見、府民アンケート等に基づき考えられる制度見直しを行った場合の事業費を推計するなど、福祉医療制度の見直しを具体化するための検討を行ってきたところである。
- 本報告書については、これらの検討結果を取りまとめたものである。

2. 福祉医療制度の概要

(1) 現行制度の概要（府制度）

- 福祉医療制度については、乳幼児、重度心身障害児(者)、母子家庭の母及び子、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、京都府と市町村が共同で、患者の医療機関における自己負担について助成を行っているものである。
- 現在の府の制度は第1表のとおりであり、この制度の下で市町村が実施する医療助成事業に対して、京都府が補助を行っている（市町村によっては、府の制度に上乗せして独自制度を実施している場合がある。）。

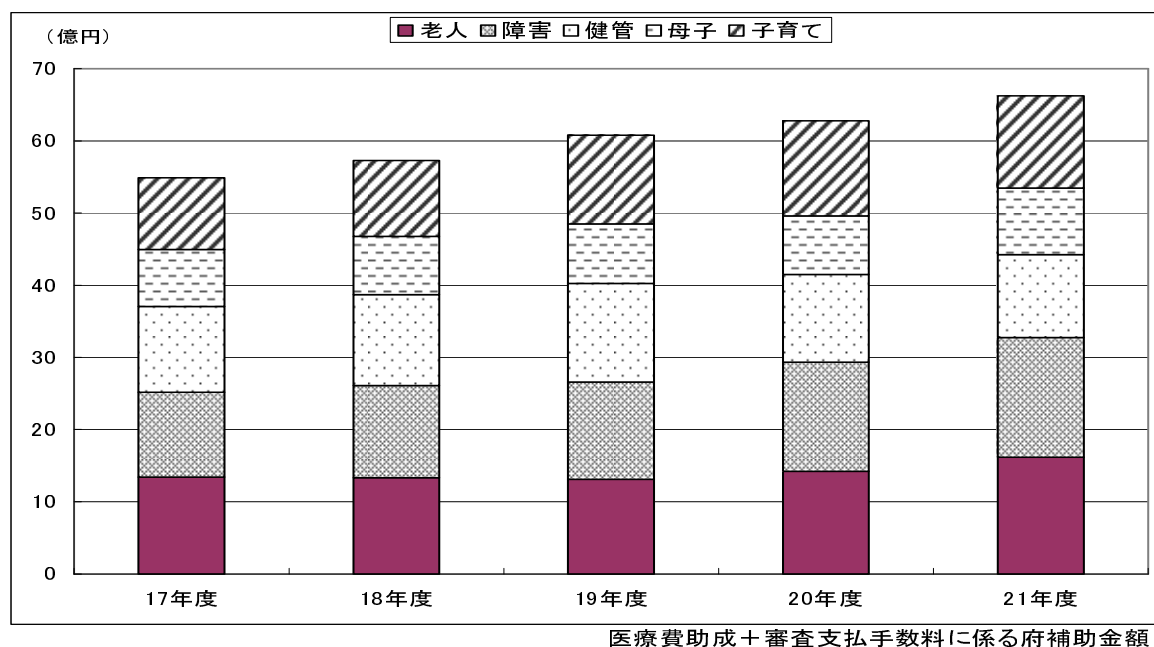
第1表 福祉医療制度の概要（府制度）

制度	区分	2割		3割			(1割)	1割	所得制限
		0~2歳	3~6歳	小1~小6	13~18歳	19~64歳	65~69歳	70~74歳	
子育て支援医療助成制度	子どもの入院	1医療機関 200円/月			小学校卒業まで				なし
	子どもの通院	3歳の誕生日まで 1医療機関 200円/月		就学前まで 3,000円/月					
母子家庭医療助成制度	母子家庭の児童	自己負担 なし			18歳(年度末)まで				平成9年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額
	母子家庭の母	自己負担 なし							
重度心身障害児(者)医療助成制度	障害児(者)	自己負担 なし			後期高齢の障害認定を受けていない者				障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額
重度心身障害者人健康管理事業	障害者(高齢者)	対象 ・身障1・2級 ・IQ35以下 ・身障3級以下でIQ50以下			後期高齢者医療の被保険者				特別障害者手当の所得制限額
老人医療助成制度	高齢者	対象 (特別世帯) ・国民年金法別表に該当する障害を有する者 ・寝たきりの者 ・ひとり暮らしの者 ・老人世帯に属する者 など (一般世帯) ・特別世帯に該当しない者			65歳の誕生日から		70歳の誕生日まで		特別世帯： 老齢福祉年金の所得制限額 一般世帯： 所得税非課税世帯
					1割 (一定以上所得者3割)				

(2) 福祉医療制度に係る府補助額の推移

- 福祉医療制度に係る府補助額の推移は、第2表のとおりである。平成21年度には66.3億円の府補助が行われており、平成20年度の62.8億円と比べて3.5億円(5.5%)の増加となっている。
- 平成21年度の府補助額の内訳は、老人医療助成制度が16.2億円(前年度比13.8%増)、重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業が28.1億円(前年度比2.9%増)、母子家庭医療助成制度が9.2億円(前年度比14.0%増)、子育て支援医療助成制度が12.8億円(前年度比3.1%減)である。

第2表 福祉医療制度に係る府補助額の推移



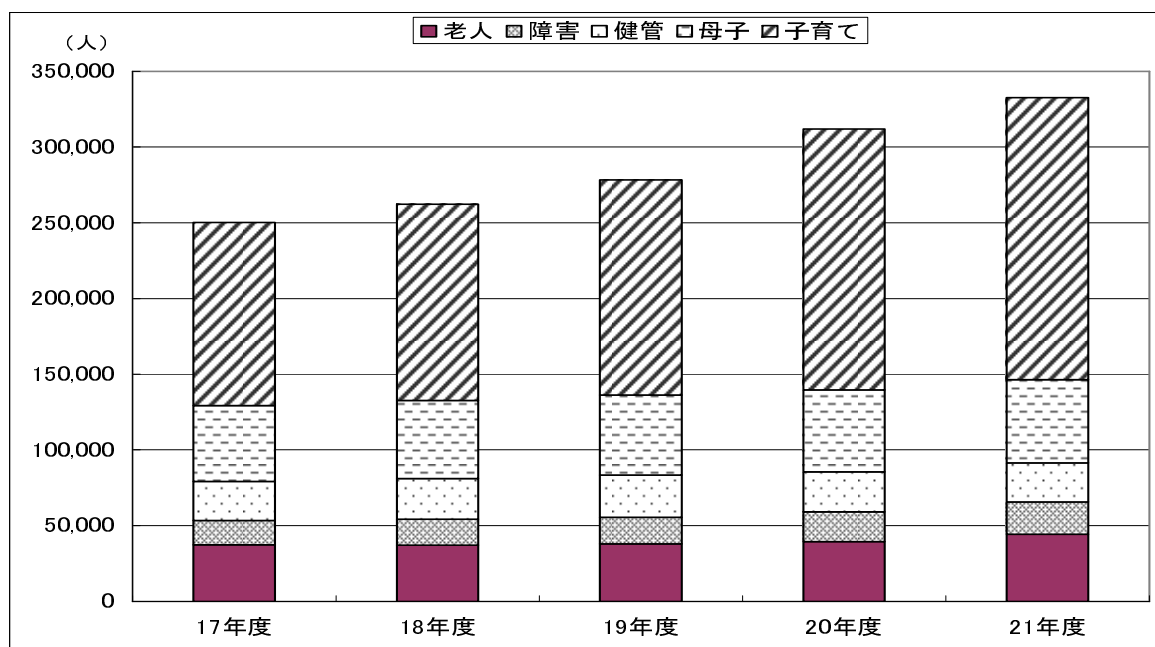
(単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
老人	1,344,313	1,331,997	1,312,113	1,420,966	1,617,303
対前年比	102.5%	99.1%	98.5%	108.3%	113.8%
障害	1,173,765	1,277,538	1,345,412	1,510,550	1,656,783
対前年比	99.9%	108.8%	105.3%	112.3%	109.7%
健管	1,185,473	1,262,052	1,367,636	1,217,101	1,149,391
対前年比	102.8%	106.5%	108.4%	89.0%	94.4%
母子	791,748	803,719	822,415	810,986	924,914
対前年比	108.7%	101.5%	102.3%	98.6%	114.0%
子育て	993,582	1,049,745	1,231,653	1,318,107	1,276,637
対前年比	101.5%	105.7%	117.3%	107.0%	96.9%
合計	5,488,881	5,725,051	6,079,229	6,277,710	6,625,028
対前年比	102.7%	104.3%	106.2%	103.3%	105.5%

(3) 福祉医療制度の受給者数の推移

- 福祉医療制度の受給者数（受給者証を所持している者の数）の推移は、第3表のとおりである。平成21年度には33.3万人となっており、平成20年度の31.2万人と比べて、2.1万人（6.7%）の増加となっている。
- 平成21年度の受給者数の内訳は、老人医療助成制度が4.4万人（前年度比12.5%増）、重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業が4.7万人（前年度比2.1%増）、母子家庭医療助成制度が5.5万人（前年度比1.6%増）、子育て支援医療助成制度が18.6万人（前年度比8.1%増）である。

第3表 福祉医療制度の受給者数の推移



一月当たりの平均受給者数(受給者証を所持している者の数)
(単位:人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
老人	37,335	37,218	37,947	39,478	44,427
対前年比	108.7%	99.7%	102.0%	104.0%	112.5%
障害	16,077	17,027	17,549	19,654	21,296
対前年比	100.4%	105.9%	103.1%	112.0%	108.4%
健管	25,684	26,722	27,960	26,438	25,758
対前年比	102.7%	104.0%	104.6%	94.6%	97.4%
母子	50,149	51,840	52,763	53,944	54,798
対前年比	104.5%	103.4%	101.8%	102.2%	101.6%
子育て	120,895	129,360	142,093	172,341	186,349
対前年比	109.8%	107.0%	109.8%	121.3%	108.1%
合計	250,140	262,167	278,312	311,855	332,628
対前年比	107.1%	104.8%	106.2%	112.1%	106.7%

3. 福祉医療制度に関する市町村の意見

(1) 調査の概要

- 福祉医療制度に関する市町村の意見を踏まえた検討を行うため、平成22年9月に、府内市町村に対し、福祉医療制度に係る課題等について意見照会を行った（福祉医療制度について、市町村が各制度で課題と考えている事項等を自由に記述）。

(2) 結果の概要

ア 子育て支援医療助成制度

- 子育て支援医療助成制度に関しては、20団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「通院の助成対象年齢の小学生への拡大を求める意見」が9団体、「通院の現物給付化を求める意見」が4団体、「所得制限なしの維持を求める意見」が4団体、「自己負担額の据え置きを求める意見」が2団体からあった。

イ 母子家庭医療助成制度

- 母子家庭医療助成制度に関しては、23団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「助成対象の父子家庭への拡大を求める意見」が19団体、「所得制限の引下げを求める意見」が10団体、「自己負担の導入には慎重な検討を求める意見」が3団体からあった。

ウ 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業

- 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業に関しては、18団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「助成対象の精神障害者への拡大を求める意見」が7団体、「助成対象の精神障害者への拡大には慎重な検討を求める意見」が5団体、「助成対象の身体障害者3級への拡大を求める意見」が1団体からあった。

エ 老人医療助成制度

- 老人医療助成制度に関しては、23団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「世帯状況によって異なっている所得制限の統一を求める意見」が14団体、「平成19年に府と市町村で合意された『見直し案』の実施時期の検討を求める意見」が5団体、「制度廃止の検討を求める意見」が2団体からあった。

オ 訪問看護療養費（訪問看護ステーション利用料）

- 訪問看護ステーションからの訪問看護に関しては、17団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「訪問看護療養費を助成対象に含める方向での検討を求める意見」が15団体からあった。

4. 福祉医療制度に関する府民アンケート

(1) 調査の概要

- 福祉医療制度に関する府民の意見を踏まえた検討を行うため、平成23年1月から2月にかけて、市町村の協力を得て、福祉医療制度に関する府民アンケートを実施した。

対象地域	京都府内の全市町村
調査票配布数	3,000部 〔 ・京都市 960部 ・宇治市 240部 ・人口5万人以上の市（京都市及び宇治市を除く。） 各96部 ・人口5万人未満の市町村 各60部 〕
対象者の抽出	年齢別及び性別に無作為抽出 〔 ・20代、30代、40代、50代、60代及び70代以上の6区分 ・上記の6区分ごとに男性5割、女性5割で抽出 〕
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成23年1～2月
有効回答数	1,304部（回収率43.5%）

(2) 結果の概要（「説明資料」第1表参照）

ア 福祉医療制度の対象範囲

(ア) 乳幼児・児童に対する医療助成の範囲

- 乳幼児・児童に対する医療助成について、制度の対象とすべき範囲を質問したところ（複数回答）、「就学前の子ども」が84.0%、「小学校低学年」が62.0%、「小学校高学年」が51.3%であった。

(イ) ひとり親家庭に対する医療助成の範囲

- ひとり親家庭に対する医療助成について、制度の対象とすべき範囲を質問したところ（複数回答）、「母子家庭の子ども」が87.6%、「父子家庭の子ども」が75.9%、「母子家庭の母」が43.9%、「父子家庭の父」が32.7%であった。

(ウ) 障害者に対する医療助成の範囲

- 障害者に対する医療助成について、制度の対象とすべき範囲を質問したところ（複数回答）、「身体障害者」が91.3%、「知的障害者」が81.6%、「精神障害者」が68.8%であった。

イ 福祉医療制度の所得制限

- 福祉医療制度の所得制限についての考え方を質問したところ、「所得の高い世帯は助成対象とすべきでない」が74.4%、「所得制限は設けなくてよい」が11.8%であった。

ウ 福祉医療制度の自己負担

- 福祉医療制度の自己負担についての考え方を質問したところ、「ある程度の自己負担をすべき」が59.1%、「自己負担をなくし、医療費を無料とすべき」が26.9%であった。

5. 子育て支援医療助成制度

(1) 子育て支援医療助成制度の概要

- 子育て支援医療助成制度については、次代を担う子どもを健やかに産み育てる環境づくりの一環として、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、平成5年10月に制度が創設された。その後、第4表のとおり、制度拡充が4回行われ、平成19年9月に、入院に係る助成対象年齢が小学校卒業まで拡大されるとともに、通院に係る自己負担の上限の引下げが行われ、全国的にも総合的に高い水準の制度となっている。
- 現在の府の制度においては、入院については、小学校卒業までの自己負担の上限が1医療機関当たり月額200円となるよう、また、通院については、2歳までの自己負担の上限が1医療機関当たり月額200円、3歳から就学前までの自己負担の上限が月額3,000円となるよう、患者の自己負担に対する助成が行われている。急速な少子化が進む中で子育て家庭全体の経済的負担の軽減を図るため、所得制限は設けていない。

第4表 子育て支援医療助成制度の拡充経過

対象年齢	就 学 前							小学1～6年生
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
平成5年10月～	入院	1医療機関 200円/月						
	通院	1医療機関 200円/月						
平成8年12月～			← 拡 充 →					
	入院	1医療機関200円/月						
	通院	1医療機関 200円/月						
平成11年1月～	入院	1医療機関200円/月						
	通院	1医療機関200円/月						
			← 拡 充 →					
平成15年9月～	入院	1医療機関200円/月						
	通院	1医療機関200円/月		8,000円/月				
			← 拡 充 →					
平成19年9月～ <現行>	入院	1医療機関200円/月						
	通院	1医療機関200円/月		3,000円/月				
			← 拡 充 (自己負担の軽減) →					

※金額は自己負担の上限

(2) 全国の状況

ア 通院に係る助成対象年齢

- 全国の都道府県における子育て支援医療助成制度の状況をみると、通院の助成対象年齢については、平成23年3月1日時点で、所得制限を設けていない都道府県では、中学校卒業までが1団体、小学校卒業までが1団体、小学校3年生までが1団体、就学前までが京都府を含めた9団体、5歳までが1団体、4歳までが1団体、2歳までが1団体となっている。（「説明資料」第2表参照）
- また、所得制限を設けている都道府県では、平成23年3月1日時点で、中学校卒業までが1団体、小学校3年生までが4団体、就学前までが18団体、5歳までが2団体、3歳までが4団体、2歳までが3団体となっている。（「説明資料」第2表参照）

イ 入院に係る助成対象年齢

- 入院の助成対象年齢については、平成23年3月1日時点で、所得制限を設けていない都道府県では、中学校卒業までが3団体、小学校卒業までが京都府を含めた2団体、小学校3年生までが2団体、就学前までが8団体、5歳までが1団体となっている。（「説明資料」第2表参照）
- また、所得制限を設けている都道府県では、平成23年3月1日時点で、中学校卒業までが3団体、小学校卒業までが4団体、小学校3年生までが4団体、就学前までが17団体、5歳までが2団体、3歳までが1団体となっている。（「説明資料」第2表参照）

(3) 府内市町村の状況

ア 通院に係る助成対象年齢

- 府内市町村における子育て支援医療助成制度の状況をみると、通院の助成対象年齢については、平成23年3月1日時点で、高校卒業までが2団体、中学校卒業までが6団体、小学校卒業までが6団体、小学校3年生までが1団体、小学校1年生までが1団体、就学前までが10団体となっている。（「説明資料」第3表参照）

イ 入院に係る助成対象年齢

- 入院の助成対象年齢については、平成23年3月1日時点で、高校卒業までが2団体、中学校卒業までが9団体、小学校卒業までが15団体となっている。（「説明資料」第4表参照）

(4) 子どもの医療費の状況

- 子どもの医療費を年齢別にみると、第5表のとおりであり、乳幼児のときに医療費が高く、その後成長するに従って医療費が低くなっていく傾向にある。
- 通院に係る一人当たり医療費（入院外+歯科+調剤）については、0～2歳の各年齢では年間11万円を超えているが（0歳：11.5万円、1歳：14.4万円、2歳：11.3万円）、その後は徐々に低下し、7歳（小学校1年生程度）では7.2万円、9歳（小学校3年生程度）では6.5万円、12歳（小学校6年生程度）では5.9万円となっている。（「説明資料」第5表参照）

第5表 年齢階級別一人当たり年間医療費

出典：平成20年度医療給付実態調査特別集計

	1人当たり医療費（円）					
	診療費				調剤	入院外+ 歯科+ 調剤
	計	入院	入院外	歯科		
0歳	334,992	231,763	102,767	461	11,658	114,887
1歳	179,445	56,149	121,856	1,440	20,208	143,504
2歳	137,425	42,112	91,701	3,612	17,368	112,681
3歳	103,489	24,938	69,516	9,034	15,691	94,242
4歳	107,754	28,019	65,406	14,329	15,127	94,861
5歳	95,949	23,693	57,552	14,704	13,009	85,265
6歳	79,564	12,372	48,434	18,758	12,414	79,607
7歳 小1	74,108	12,373	41,433	20,302	10,388	72,123
8歳 小2	78,325	17,175	42,314	18,836	9,091	70,241
9歳 小3	69,817	13,653	40,791	15,372	8,585	64,749
10歳 小4	60,776	13,976	34,775	12,025	7,599	54,399
11歳 小5	65,572	18,702	36,659	10,211	9,083	55,952
12歳 小6	59,543	11,455	39,436	8,651	10,755	58,843

- また、通院に係る一人当たり自己負担については、第6表のとおり、3～9歳の平均で月間3,183円、3～12歳の平均で月間3,659円となっている。

第6表 医科外来を受診した者の一人当たり月間医療費（入院外+調剤）

出典：平成20年度医療給付実態調査特別集計

	医療費（円）	
	自己負担	
3～9歳平均	13,121	3,183
3～12歳平均	13,692	3,659

（５）制度見直しを行った場合の事業費の推計

- 子育て支援医療助成制度については、市町村への意見照会では、「通院の助成対象年齢の小学生への拡大を求める意見」が 9 団体、「通院の現物給付化を求める意見」が 4 団体からあった。また、府民アンケートでは、「小学生低学年」を対象とすべきとの回答が 6 割強、「小学生高学年」を対象とすべきとの回答が 5 割強であった。
- これらを踏まえ、通院の助成対象年齢について小学校 3 年生まで拡大した場合と小学校卒業まで拡大した場合のそれぞれの事業費を推計した。また、併せて、通院に係る現物給付化を進めるために自己負担の上限を引き下げた場合の事業費も推計した。
- 通院の助成対象年齢を小学校 3 年生まで拡大した場合の事業費については、第 7 表のとおり、
 - ・ 自己負担の上限を現在の府の制度のまま（月額 3,000 円）とすると、事業費で 4.3 億円（府補助額で 2.2 億円）の追加が必要
 - ・ 自己負担の上限を 1 医療機関当たり月額 200 円に引き下げると、事業費で 23.3 億円（府補助額で 11.7 億円）の追加が必要
 - ・ 自己負担がなくなるようにすると、事業費で 27.0 億円（府補助額で 13.5 億円）の追加が必要
 と推計された。

第 7 表 通院の助成対象年齢を小学校 3 年生まで拡大した場合の追加事業費（推計）

（単位：千円）

自己負担の区分	追加事業費	うち府補助額
自己負担の上限を現在の府の制度(月額3,000円)のまま、助成対象年齢を拡大した場合	430,660	215,330
自己負担の上限を 1 医療機関当たり月額200円に引き下げ、助成対象年齢を拡大した場合	2,334,826	1,167,413
自己負担を 0 円として、助成対象年齢を拡大した場合 (入院も自己負担を 0 円とする必要があり、その追加事業費を含む。)	2,695,147	1,347,575

- また、通院の助成対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合の事業費については、第8表のとおり、
- ・ 自己負担の上限を現在の府の制度のまま（月額3,000円）とすると、事業費で8.6億円（府補助額で4.3億円）の追加が必要
 - ・ 自己負担の上限を1医療機関当たり月額200円に引き下げると、事業費で38.4億円（府補助額で19.2億円）の追加が必要
 - ・ 自己負担がなくなるようにすると、事業費で42.8億円（府補助額で21.4億円）の追加が必要
- と推計された。

第8表 通院の助成対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合の追加事業費（推計）

（単位：千円）

自己負担の区分	追加事業費	うち府補助額
自己負担の上限を現在の府の制度(月額3,000円)のまま、助成対象年齢を拡大した場合	861,320	430,660
自己負担の上限を1医療機関当たり月額200円に引き下げ、助成対象年齢を拡大した場合	3,835,323	1,917,662
自己負担を0円として、助成対象年齢を拡大した場合 (入院も自己負担を0円とする必要があり、その追加事業費を含む。)	4,280,216	2,140,107

6. 母子家庭医療助成制度

(1) 母子家庭医療助成制度の概要

- 母子家庭医療助成制度については、母子家庭の児童の健康の保持と福祉の向上を目的として、昭和50年10月に制度が創設され、その後、対象児童の年齢拡大（小学校卒業までから18歳の年度末までに拡大）、児童の母も助成対象とするなどの制度拡充が行われてきた。
- 現在の府の制度においては、母子家庭の子と母について、子が18歳となった年度末まで、入院・通院ともに自己負担がなくなるよう、患者の自己負担に対する助成が行われている。
母子家庭へのセーフティネットとして所得制限が設けられており、母子家庭の主たる生計維持者（母又は所得が母よりも多い同一世帯の者）の所得が所得制限額を超えない場合に助成対象とされている。所得制限額については、母子家庭等に支給される児童扶養手当の所得制限額が用いられているが、平成9年度の児童扶養手当の扶養義務者（申請者と同居している親、兄弟等）の所得制限額に据え置かれている。

(2) 全国状況

ア 父子家庭に対する医療助成

- 全国の都道府県におけるひとり親家庭医療助成制度の状況をみると、第9表のとおり、平成22年7月時点で、母子家庭に対する医療助成は、京都府を含めた全ての都道府県で実施され、また、父子家庭に対する医療助成は、40団体で実施されている。
なお、児童扶養手当については、平成22年8月から、母子家庭に加え、父子家庭も支給対象とされたところである。
- 父子家庭に対する医療助成の内容としては、父子家庭の子に対する医療助成は、入院・通院とも40団体により実施され、また、父子家庭の父に対する医療助成は、入院が38団体、通院が37団体により実施されている。

第9表 ひとり親家庭に対する医療助成制度の全国状況

母子(実施:47)				父子(実施:40)			
母		子		父		子	
入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院
46	44	47	46	38	37	40	40

(出典:平成22年7月 北海道調査及び京都府聞き取り調査)

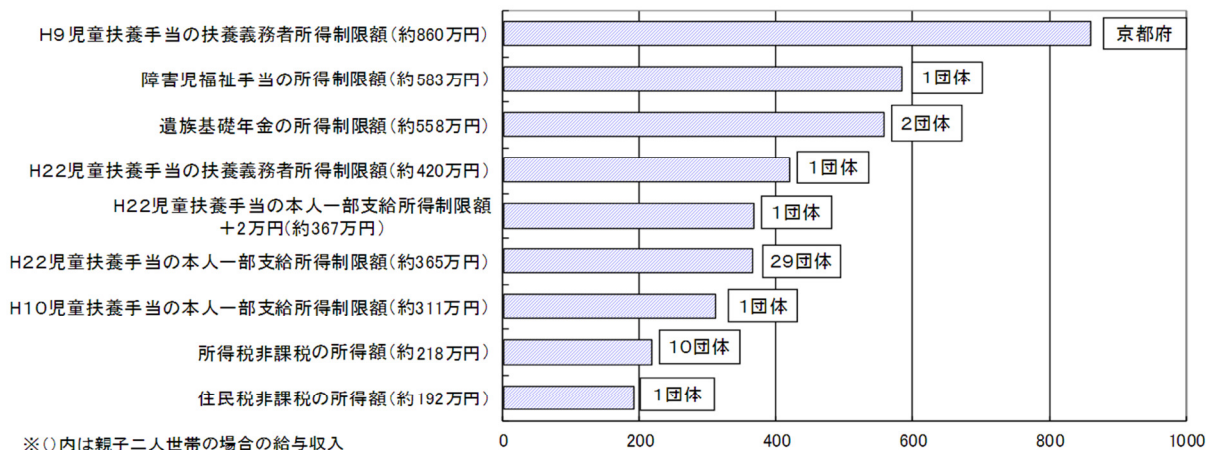
イ 自己負担

- 母子（ひとり親）家庭医療助成制度における自己負担については、平成 22 年 7 月時点で、何らかの自己負担を求めているのが 30 団体、自己負担を求めているのが京都府を含めた 17 団体となっている。

ウ 所得制限

- 母子（ひとり親）家庭医療助成制度における所得制限の状況をみると、京都府を含めた全ての都道府県で所得制限が設けられており、所得制限の水準については、第 10 表のとおり、平成 22 年 7 月時点で、京都府が全国で最も高くなっている。
- 具体的には、京都府では平成 9 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額が用いられ、親子二世帯の場合は給与収入約 860 万円以下で助成対象となっている。
他の都道府県の所得制限については、障害児福祉手当の所得制限額（親子二世帯の場合の給与収入：約 583 万円）が 1 団体、遺族基礎年金の所得制限額（同：約 558 万円）が 2 団体、平成 22 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額（同：約 420 万円）が 1 団体、平成 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額に 2 万円を加えた額（同：約 367 万円）が 1 団体、平成 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額（同：約 365 万円）が 29 団体、平成 10 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額（同：約 311 万円）が 1 団体、所得税非課税の所得額（同：約 218 万円）が 10 団体、住民税非課税の所得額（同：約 192 万円）が 1 団体となっている。
- なお、民間で雇用されている者の平均給与は、466.7 万円（短時間労働者以外の常用労働者）となっている（平成 22 年賃金構造基本統計調査）。

第 10 表 母子（ひとり親）家庭医療助成制度における所得制限の状況



(3) 府内市町村の状況

- 府内市町村においては、平成 22 年 4 月 1 日時点で、全ての市町村で母子家庭に対する医療助成が実施され、また、10 団体で父子家庭に対する医療助成が実施されている。
（「説明資料」第 6 表参照）
- 父子家庭に対する医療助成の内容としては、父子家庭の子に対する医療助成は 10 団体で実施され、父子家庭の父に対する医療助成は 6 団体で実施されている。

(4) 制度見直しを行った場合の事業費の推計

- 母子家庭医療助成制度については、平成 18 年報告書において、「制度の助成対象者の範囲については、児童扶養手当等とのバランスを考慮しつつ、母子家庭へのセーフティネットとして理解の得られる水準について検討します」、「父子家庭を助成対象としていくことについては、ひとり親家庭への支援施策全体の中で、その検討を行います」とされている。
- 児童扶養手当の状況をみると、平成 22 年 8 月から、母子家庭に加え、父子家庭も支給対象とされたところである。また、平成 22 年度の児童扶養手当においては、扶養義務者の所得制限額は親子二世帯の場合で給与収入約 420 万円、本人の一部支給の所得制限額は親子二世帯の場合で給与収入約 365 万円となっている。
- また、市町村への意見照会では、「助成対象の父子家庭への拡大を求める意見」が 19 団体、「所得制限の引下げを求める意見」が 10 団体からあった。府民アンケートでは、「父子家庭の子ども」を対象とすべきとの回答が 7 割強、「父子家庭の父」を対象とすべきとの回答が 3 割強であった。
- これらを踏まえ、父子家庭の子と父を助成対象に追加した場合の事業費を推計した。また、併せて、所得制限について、平成 22 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額を用いた場合と平成 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額を用いた場合のそれぞれの事業費も推計した。
- 父子家庭の子と父を助成対象に追加した場合の事業費については、第 11 表のとおり、
 - ・ 所得制限を現在の府の制度のまま（平成 9 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額：親子二世帯の場合で給与収入約 860 万円）とすると、事業費で 2.5 億円（府補助額で 1.3 億円）の追加が必要

- ・ 所得制限を平成 22 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額（親子二世帯の場合で給与収入約 420 万円）に引き下げると、事業費で 7,600 万円（府補助額で 3,800 万円）の追加が必要
- ・ 所得制限を平成 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額（親子二世帯の場合で給与収入約 365 万円）に引き下げると、事業費で 42 万円（府補助額で 21 万円）の追加が必要と推計された。

第 11 表 母子家庭医療助成制度を父子家庭に拡大した場合の追加事業費（推計）

（単位：千円）

所得制限の区分		追加事業費	うち府補助額
1	所得制限を現在の府の制度（平成 9 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額）のまま、父子家庭に拡大した場合（親子二世帯で給与収入約 860 万円）	252,677	126,341
2	所得制限を平成 22 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額に引き下げ、父子家庭に拡大した場合（親子二世帯で給与収入約 420 万円）	76,373	38,185
3	所得制限を平成 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額に引き下げ、父子家庭に拡大した場合（親子二世帯で給与収入約 365 万円）	419	211

- また、所得制限の見直しによる対象世帯への影響については、第 12 表のとおり、
- ・ 所得制限を平成 22 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額（親子二世帯の場合で給与収入約 420 万円）に引き下げた場合は、受給世帯（22,000 世帯）のうち、約 1,700 世帯（7.5%）の母子家庭が対象から外れる
 - ・ 所得制限を平成 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額（親子二世帯の場合で給与収入約 365 万円）に引き下げた場合は、約 2,400 世帯（10.8%）の母子家庭が対象から外れると推計された。

第 12 表 母子家庭医療助成制度の所得制限を見直した場合の対象世帯・対象者（推計）

1		2				3			
現在の府の制度（平 9 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額） （親子二世帯で給与収入約 860 万円）		所得制限を平 22 年度の児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額に引き下げた場合 （親子二世帯で給与収入約 420 万円）				所得制限を平 22 年度の児童扶養手当の本人の一部支給の所得制限額に引き下げた場合 （親子二世帯で給与収入約 365 万円）			
世帯数	人員	世帯数	現在の制度との比較	人員	現在の制度との比較	世帯数	現在の制度との比較	人員	現在の制度との比較
22,148	55,104	20,484	-1,664 (-7.5%)	51,207	-3,897 (-7.1%)	19,752	-2,396 (-10.8%)	49,493	-5,611 (-10.2%)

- なお、母子家庭・父子家庭の就労等による収入の状況については、第13表のとおり、平成21年の「京都市ひとり親家庭実態調査」では、母子家庭の78.2%が就労等による年間収入300万円未満、86.5%が年間収入400万円未満、94.9%が年間収入600万円未満となっており、父子家庭の36.0%が年間収入300万円未満、51.9%が年間収入400万円未満、80.9%が年間収入600万円未満となっている。

第13表 母子家庭・父子家庭の就労収入等の状況

就労による収入の分布（京都市を除く。）

出典：平成17年度京都市母子・父子世帯実態調査

収入額	母子世帯	父子世帯
100万円未満	39.0%	13.6%
100万円～200万円未満	34.8%	11.9%
200万円～300万円未満	13.7%	20.6%
300万円～400万円未満	6.4%	19.6%
400万円～500万円未満	2.7%	13.5%
500万円～600万円未満	1.5%	5.3%
600万円～700万円未満	0.9%	4.9%
700万円～800万円未満	0.6%	4.7%
800万円～900万円未満	0.2%	1.7%
900万円～1,000万円未満	0.1%	2.1%
1,000万円以上	0.1%	2.1%

注1：平成16年1年間の給与等稼働収入のみの状況である。

注2：無回答者を除いて集計した。

就労等による収入の分布（京都市）

出典：京都市ひとり親家庭実態調査（平成21年6月）

収入等の額	母子世帯	父子世帯
100万円未満	24.1%	9.7%
100万円～200万円未満	34.0%	9.1%
200万円～300万円未満	20.1%	17.2%
300万円～400万円未満	8.3%	15.9%
400万円～500万円未満	5.6%	16.2%
500万円～600万円未満	2.8%	12.8%
600万円～700万円未満	2.2%	5.0%
700万円～800万円未満	1.3%	4.4%
800万円以上	1.6%	9.7%

注1：平成19年1年間の給与等稼働収入のほか、児童扶養手当や児童手当、離別した配偶者からの養育費等が含まれる。

注2：生活保護費は除く。

注3：無回答者を除いて集計した。

7. 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業

(1) 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業の概要

- 重度心身障害児(者)医療助成制度については、重度心身障害児(者)の健康保持と福祉の向上を目的として、昭和50年10月に制度が創設され、また、重度心身障害老人健康管理事業についても、昭和58年2月に制度が創設され、その後、所得制限の見直しなどの制度拡充が行われてきた。
- 現在の府の制度においては、身体障害者1・2級、知能指数35以下の者、身体障害者3級で知能指数50以下の者について、入院・通院ともに自己負担がなくなるよう、患者の自己負担に対する助成が行われている。
重度心身障害児(者)等のセーフティネットとして所得制限が設けられており、本人又は配偶者・扶養義務者の所得が障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額を超えない場合に助成対象とされている。

(2) 全国の様況

- 全国の都道府県における重度心身障害児(者)等に対する医療助成の様況をみると、平成22年4月1日時点で、身体障害者1・2級及び知的障害者に対する医療助成は、京都府を含めた全ての都道府県で実施されている。また、身体障害者3級に対する医療助成は14団体で、精神障害者に対する医療助成は18団体で実施されている。

(3) 府内市町村の様況

- 府内市町村においては、平成22年4月1日時点で、8団体で身体障害者1・2級に対して、12団体で身体障害者1～3級に対して、6団体で身体障害者1～4級に対して医療助成が実施されている。また、全ての団体で知的障害者に対する医療助成が実施され、4団体で精神障害者に対する医療助成が実施されている。(「説明資料」第7表参照)

(4) 制度見直しを行った場合の事業費の推計

- 重度心身障害児(者)医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業については、市町村への意見照会では、「助成対象の精神障害者への拡大を求める意見」が7団体からあった一方で、「助成対象の精神障害者への拡大には慎重な検討を求める意見」が5団体からあった。また、「助成対象の身体障害者3級への拡大を求める意見」が1団体からあった。府民アンケートでは、「精神障害者」を対象とすべきとの回答が7割弱であった。

- これらを踏まえ、精神障害者1級を助成対象に追加した場合、精神障害者1・2級を助成対象に追加した場合、精神障害者1～3級を助成対象に追加した場合、精神障害者の助成対象への追加を通院のみとした場合のそれぞれの事業費を推計した。また、身体障害者3級を助成対象に追加した場合、身体障害者3・4級を助成対象に追加した場合のそれぞれの事業費も推計した。
- 精神障害者を助成対象に追加した場合の事業費については、第14表のとおり、
 - ・ 精神障害者1級を助成対象にした場合は、事業費で2.3億円（府補助額で1.1億円）の追加が必要
 - ・ 精神障害者1・2級を助成対象にした場合は、事業費で10.7億円（府補助額で5.4億円）の追加が必要
 - ・ 精神障害者1～3級を助成対象にした場合は、事業費で16.1億円（府補助額で8.1億円）の追加が必要
 と推計された。

第14表 精神障害者を助成対象とした場合の追加事業費（推計）

(単位：千円)

拡充内容	追加事業費	うち府補助額
精神障害者1級	226,562	113,285
精神障害者1・2級	1,071,834	535,916
精神障害者1～3級	1,610,681	805,341

注 重度心身障害児(者)医療助成及び重度心身障害老人健康管理事業の合計額

- また、身体障害者の助成対象を拡大した場合の事業費については、第15表のとおり、
 - ・ 身体障害者3級を助成対象にした場合は、事業費で21.2億円（府補助額で10.6億円）の追加が必要
 - ・ 身体障害者3・4級を助成対象にした場合は、事業費で52.8億円（府補助額で26.4億円）の追加が必要
 と推計された。

第15表 身体障害者の助成対象を拡大した場合の追加事業費（推計）

(単位：千円)

拡充内容	追加事業費	うち府補助額
身体障害者3級	2,116,231	1,058,114
身体障害者3・4級	5,283,538	2,641,771

注 重度心身障害児(者)医療助成及び重度心身障害老人健康管理事業の合計額

(5) 訪問看護ステーションからの訪問看護

- 訪問看護ステーションからの訪問看護については、これまで福祉医療制度の対象とされていないが、在宅療養の重要性にかんがみ、重度心身障害児(者)医療助成制度等の福祉医療制度の対象とすべきとの要望があり、市町村への意見照会では、「訪問看護療養費を助成対象に含める方向での検討を求める意見」が15団体からあった。
- 全国の都道府県における状況をみると、平成22年4月1日時点で、43団体で訪問看護ステーションからの訪問看護が福祉医療制度の対象とされている。また、府内市町村においては、1団体で訪問看護ステーションからの訪問看護が福祉医療制度の対象とされている。
- これらを踏まえ、訪問看護ステーションからの訪問看護を福祉医療制度の対象とした場合の事業費を推計したところ、第16表のとおり、事業費で1.2億円（府補助額で6,300万円）の追加が必要と推計された。

第16表 訪問看護療養費を助成対象とした場合の追加事業費（推計）

（単位：千円）

福祉医療制度	追加事業費	うち府補助額
重度心身障害児(者)医療助成制度・ 重度心身障害老人健康管理事業	89,262	44,631
子育て支援医療助成制度	2,555	1,279
母子家庭医療助成制度	926	463
老人医療助成制度	30,446	16,173
合 計	123,188	62,546

8. 老人医療助成制度

(1) 老人医療助成制度の概要

- 老人医療助成制度については、高齢者の健康保持を目的として、昭和45年10月に制度が創設され、70歳以上の高齢者の自己負担を軽減している国の制度を補完し、65～69歳の高齢者の自己負担を軽減するものとして実施されてきた。
- 現在の府の制度においては、国の制度により自己負担が原則1割となっている70歳以上の高齢者に合わせて、65～69歳の高齢者について、入院・通院ともに自己負担が原則1割となるよう、患者の自己負担に対する助成が行われている。
 - ・ 高齢者へのセーフティネットとして所得制限が設けられており、第17表のとおり、障害を有する等の65～69歳の高齢者（特別世帯）については、本人及び配偶者・扶養義務者の所得がそれぞれ老齢福祉年金の所得制限額（本人の年金収入：約280万円、配偶者・扶養義務者の給与収入：約870万円）を超えない場合に助成対象とされ、
 - ・ 上記に該当しない65～69歳の高齢者（一般世帯）については、本人を含めた当該世帯の全員が所得税非課税（本人の年金収入：158万円、世帯員の給与収入：103万円）となっている場合に助成対象とされている。

第17表 老人医療助成制度の所得制限

区 分		所得制限
特別世帯		
1	65歳から69歳までの高齢者について、本人が障害(身体障害者3級程度以上)を有する場合	本人及び配偶者・扶養義務者の所得が、それぞれ老齢福祉年金の所得制限額未満 例：本人の年金収入 約280万円 配偶者・扶養義務者の給与収入 約870万円
2	65歳から69歳までの高齢者について、本人が寝たきりの場合	
3	65歳から69歳までの高齢者について、本人がひとり暮らしの場合	
4	65歳から69歳までの高齢者について、本人以外の世帯員が18歳未満若しくは60歳以上又は重度・中度の障害を有する者のみで構成される場合	
一般世帯		
5	65歳から69歳までの高齢者について、本人が上記1～4に該当しない場合 例：18歳以上60歳未満の者と同居している場合	本人を含めた当該世帯の全員が所得税非課税 例：本人の年金収入 158万円 生計中心者の給与収入 103万円

- なお、平成18年の健康保険法等の改正によって70～74歳の自己負担の割合及び限度額が引き上げられる(原則1割負担から原則2割負担へ)こととされたことを受け、平成19年9月に、府と市町村において、老人医療助成制度の見直しについての合意がなされたが、その後、国の予算措置によって70～74歳の自己負担の引上げが凍結されたため、老人医療助成制度の見直しも凍結されているところである。

平成 19 年に合意された老人医療助成制度の見直しの内容については、65～69 歳の自己負担の割合及び限度額を引き上げる（原則 1 割負担から原則 2 割負担へ）とともに、所得制限について、新たに 65 歳となった者から、特別世帯と一般世帯の区分を廃止し、本人を含めた当該世帯の全員が市町村民税非課税となっている場合とするものである。（「説明資料」第 8 表参照）

（2）全国の状況

- 全国の都道府県における老人医療助成制度の状況をみると、第 18 表のとおり、平成 23 年 3 月 1 日時点で、老人医療助成制度を実施しているのは京都府を含めた 8 団体のみとなっている。

また、京都府以外の 7 団体においては、助成対象が身体障害者、ひとり暮らしの者、3 か月以上常時寝たきりの者等に限定されていたり、所得制限が住民税非課税世帯とされていたりしており、京都府の要件は他の都道府県に比べて緩やかなものとなっている。

第 18 表 老人医療助成制度の全国状況

平成23年3月1日現在

都道府県	対象年齢				対象要件等	自己負担	受給者数/対象年齢人口
	65	66	67	68			
①	○	○	○	○	○	なし	約3%
②	○	○	○	○	○	1割	約0.4%
③	○	○	○	○	○	1割	約2%
④				○		1割	約17%
⑤	○	○	○	○	○	1割	約6%
⑥	○	○	○	○	○	2割 (低所得者1割)	約12%
⑦			○	○		1割	約2%
京都府	○	○	○	○	○	1割	約26%

※ 制度廃止後の経過措置中の団体は除く。
 ※ 「受給者数」は、受給者証を所持している者の数
 ※ 「対象年齢人口」は、平成17年度国勢調査の対象年齢の推計人口（所得制限等の要件を満たしていない者を含む）

（3）府内市町村の状況

- 府内市町村においては、平成 23 年 3 月 1 日時点で、府の制度と同様の制度により全ての市町村で実施されている。

(4) 制度見直しを行った場合の事業費の推計

- 老人医療助成制度については、平成 18 年報告書では、「健康や所得などについて、高齢者を取り巻く環境が大きく変化していることから、年齢のみを主な理由として対象とする制度については、そのあり方を見直す時期にあります」、「医療の重要度の高い場合や、所得が一般に比べて低く、医療費に要する経済的・精神的負担が大きい所得層の高齢者に対しては、引き続き医療へのアクセスを阻害せず、安心して生活ができるよう、よりセーフティネットの性格を強めた支援の重点化が必要となります」とされている。
- また、市町村への意見照会では、「世帯状況によって異なっている所得制限の統一を求める意見」が 14 団体、「平成 19 年に府と市町村で合意された『見直し案』の実施時期の検討を求める意見」が 5 団体から、「制度廃止の検討を求める意見」が 2 団体からあった。
- これらを踏まえ、平成 19 年に合意された老人医療助成制度の見直しの内容に沿って、自己負担の割合及び限度額を引き上げる（原則 1 割負担から原則 2 割負担へ）とともに、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合の事業費を推計した。また、所得制限のみを平成 19 年の合意内容に沿って見直し、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合の事業費も推計した。
- 平成 19 年に合意された老人医療助成制度の見直しの内容に沿って、自己負担の割合及び限度額を引き上げる（原則 1 割負担から原則 2 割負担へ）とともに、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合の事業費については、第 19 表のとおり、事業費で 24.0 億円（府補助額で 12.8 億円）の減少と推計された。
- 所得制限のみを平成 19 年の合意内容に沿って見直し、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合の事業費については、第 19 表のとおり、事業費で 17.6 億円（府補助額で 9.4 億円）の減少と推計された。

第 19 表 平成 19 年の合意内容に沿って見直した場合の減少事業費（推計）

区分	（単位：千円）	
	減少事業費	うち府補助額
平成19年の合意内容に沿って、自己負担の割合及び限度額を引き上げる（原則 1 割負担から原則 2 割負担へ）とともに、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合	▲ 2,398,636	▲ 1,279,752
所得制限のみを平成19年の合意内容に沿って見直し、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合	▲ 1,756,042	▲ 941,834

- また、所得制限の見直しによる対象者への影響については、所得制限を市町村民税非課税世帯とした場合は、受給者（47,000人）のうち、約25,000人（54.3%）が対象から外れると推計された（ただし、平成19年の合意内容では、経過措置として、現に受給対象年齢となっている者については、従前の所得制限を適用することとされており、これらの者が助成対象から外れるということにはならない。）。
- 国の制度として70～74歳の自己負担が原則2割へ引き上げられる場合に、福祉医療制度として、70～74歳の自己負担を原則1割とする制度を新たに創設することも考えられ、この場合には、第20表のとおり、事業費で18億円（府補助額で9.5億円）の追加が必要と推計された。

第20表 70～74歳の自己負担を1割とする制度を新設した場合の追加事業費(推計)

(単位：千円)

区分	追加事業費	うち府補助額
70～74歳の自己負担が原則2割へ引き上げられた場合に、自己負担を原則1割とする制度を新設した場合	1,797,087	954,069

(参 考)

○開催経過

平成 22 年 8 月 31 日 第一回

- ・福祉医療制度の現状について
- ・今後の検討の進め方

平成 22 年 11 月 26 日 第二回

- ・子育て支援医療助成について
- ・老人医療助成について
- ・府民アンケートについて
- ・福祉医療制度に係る検討課題等に対する市町村意見について

平成 23 年 3 月 24 日 第三回

- ・母子家庭医療助成について
- ・障害者医療助成について
- ・訪問看護ステーションについて
- ・府民アンケートの結果について

○福祉医療制度の見直し検討に係るワーキンググループ構成委員

氏 名	所 属 等
久保 敦	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課長
永田 邦子	宇治市健康福祉部国保年金室長兼年金医療課長
古橋 伸一	京丹後市健康長寿福祉部保険事業課長
小川 淳一	井手町保健医療課長
芦原 誠	伊根町住民生活課長
高宮 裕介	京都府健康福祉部医療企画課長